

横浜市記者発表資料

令和7年2月28日
教育委員会事務局
西部学校教育事務所教育総務課

教職員の懲戒処分について

1 概要及び処分内容

所 属	横浜市立中学校
被 処 分 者	教諭・男性 50代
処 分 日	令和7年2月28日（金）
処 分 内 容	減給1箇月（給料及び地域手当の10分の1）
監 督 者 責 任	校長・嚴重注意
概 要	当該教諭は、令和6年7月の剣道部の練習で技術指導を行う際に、当該生徒に竹刀で面の上から頭を叩くなどの行為を行った。 この事案を受けて、校内で調査したところ、同年7月21日（日）から7月30日（火）までの間に行われた剣道部の活動中、体調が悪くなった生徒に水分補給をさせない、竹刀でふくらはぎや面の上から頭を叩く、竹刀の剣先を首元に押し当てるなど、当該生徒を含む複数の生徒に対し、5件の体罰を行った。

2 西部学校教育事務所長コメント

教育委員会として、体罰の防止に取り組んでいる中、このようなことが起きたことは、極めて遺憾です。また、今回、部活動中に複数の生徒に対し体罰が行われたことを重く受け止めております。
当該教諭の行為は、教育公務員として自覚を欠いた行為であり、許されるものではありません。
本市教育に対する市民の皆様の信頼を取り戻すべく、今後も体罰の根絶に向けて全力で取り組んでまいります。

お問合せ先

教育委員会事務局 西部学校教育事務所教育総務課 Tel : 045-336-3732